

新潟県警察施設照明設備調査業務委託仕様書

本事業は新潟県警察施設の照明LED化を、削減できる電気料の範囲内で照明をリースにより整備することを目的とした一般競争入札を行うにあたり、その仕様を作成するための調査を行うものである。

1 調査対象施設

新潟警察署（新潟市中央区上所1-2-1）ほか 合計86か所
別紙1及び2の①対象施設のとおり

2 照明数（概数）

約12,500本/個（屋内約12,300本/個、屋外約180本/個）
施設ごとの数は別紙1及び2の②照明数のとおり。なお、目視調査のみの数であるため、全数ではない。

3 履行（契約）期間

契約日から令和8年7月10日（金）まで
※令和8年5月29日（金）までに、中間報告を行うこと。（内容は、別途協議）

4 業務内容

(1) 現地調査

ア 業務計画書の作成

受注者は、現地調査の着手前に調査実施方法及びスケジュールを作成し、発注者と協議のうえ承諾を得ること。受注者が業務計画を変更しようとする場合は、その内容について発注者の承諾を得ること。

調査方法については、次に掲げるいずれかの資格を有する者による直接調査又は監督のもと実施するものであること。

- ①照明士（一般社団法人照明学会認定資格）
- ②電気主任技術者
- ③電気工事士（第一種・第二種）
- ④電気工事施工管理技士（1級・2級）
- ⑤建築設備士
- ⑥技術士（電気電子）

イ 対象施設の既存照明器具の現況調査

調査対象施設に設置されている照明器具について、現地調査により全数調査を行い、以下の項目を記した一覧表を作成・提出すること。なお、非常灯及び誘導灯は調査対象外とする。

- ①照明器具の設置場所

- ・ 建屋、部屋の名称及び階数
- ②照明器具の種類
 - ・ 種類、型番及び台数
- ③照明器具の大きさ
 - ・ 器具の寸法
- ④その他照明器具の情報
 - ・ 色
 - ・ 調光機能の有無
 - ・ 高所作業（設置 2 m以上）の有無

現地調査を行う際は、対象施設の施設管理者の立ち会いの元で実施することから、各施設管理者へ事前連絡し、調査の日時を調整すること。また、連絡は早期に行い、施設運営に支障を来さないよう配慮すること。なお、緊急の用務により急きよ日時の変更を依頼する場合がある。

(2) LED化した場合の器具指定

調査箇所についてLED照明に交換した場合に適合する照明器具を、一般社団法人日本照明工業会が定める JIL5004 に基づき公共施設型番を用いて指定すること。

(3) LED化による削減電力量及び電気料金の試算

調査結果に基づき、LED化による消費電力の削減量、電気料金の削減額について各室、箇所ごとに試算すること。なお照度はLED化前と同等を保つ前提とする。

照明器具の点灯時間については発注者が施設担当者に確認するものとし、電気料金の単価については発注者から受注者に別途通知する。

5 提出成果物

業務の成果を報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

電子データはCD-R 又はDVD-R 媒体により、事前にウイルスチェックの上、提出すること。

	提出成果物名	紙媒体	電子データ
1	4 (1)アにより作成した業務実施計画書	1 部	1 部
2	業務完了報告書	1 部	1 部
3	4 (1)イにより作成した照明器具の一覧表	1 部	1 部
4	4 (2)により作成した公共施設型番一覧表	1 部	1 部
5	4 (3)により作成したLED化の試算表	1 部	1 部

6	打合せ記録簿	1部	1部
7	その他本業務により生じた資料一式	1部	1部

※3～5にあつては同一の一覧表にまとめて記載することも可とする。

6 その他

- (1) 発注者は受注者に以下の資料を別途貸与する。なお貸与資料は、業務完了時に発注者へ返却すること。
 - ① 対象施設の平面図（交番を除く）
 - ② 対象施設の室名一覧
 - ③ 既存の調査資料（施設内の既存照明器具に関する数量）
- (2) 住居付き交番についての調査は、事務室及び屋外を対象とし、居住部は調査対象外とする。
- (3) 本件に関する資料・成果物の権利はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに他に公表、貸与及び使用しないこと。
- (4) 受注者は、本業務の遂行にあつては中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義については、別途協議する。